

姫路市中小企業等一時支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和3年4月以降、兵庫県（以下「県」という）が行った新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく休業若しくは時短営業の要請又は同法によらない不要不急の外出及び移動の自粛要請の影響を受けた事業者のうち、感染拡大防止に協力している事業者及び売上減少等の影響を受けた事業者の業績回復を下支えするため給付する姫路市中小企業等一時支援金（以下「中小企業等一時支援金」という。）に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 兵庫県飲食店等一時支援金 兵庫県が、飲食店等一時支援金支給要綱（令和4年1月17日制定）に基づき支給する一時支援金をいう。
- (2) 兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金 公益財団法人ひょうご産業活性化センターが、兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金募集要項に基づき支給する一時支援金をいう。

(対象事業者)

第3条 中小企業等一時支援金の給付を受けることができる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市内に登録上の本店所在地を有する法人又は姫路市内に住所地を有する個人事業主である者であること。
- (2) 感染拡大防止に協力している事業者（兵庫県飲食店等一時支援金の支給を受けたものをいう。）又は売上減少等の影響を受けた事業者（兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金の支給を受けたものをいう。）であること。
- (3) 第5条の規定による申請時において事業を継続している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象事業者としな

いものとする。

- (1) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）
- (6) 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等に暴力団員又はこれらのものと社会的に批判されるべき関係を有する者がある者
- (7) 法人が罰金の刑に処せられた場合又は個人が禁錮以上の刑に処せられた場合、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (8) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- (9) 過去に中小企業等一時支援金の給付の決定を受けた者
- (10) 第5条の規定による申請の内容が中小企業等一時支援金の趣旨にそぐわないと市長が判断した者

（中小企業等一時支援金の額）

第4条 中小企業等一時支援金の額は、次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 兵庫県飲食店等一時支援金の支給を受けた事業者 1事業者につき15万円
- (2) 兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金の支給を受けた事業者のうち法人である者 1事業者につき25万円

(3) 兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金の支給を受けた事業者のうち個人事業主である者 1事業者につき15万円

(中小企業等一時支援金の申請)

第5条 中小企業等一時支援金の給付を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 申請書兼請求書（様式第1号）（姫路市が提供する姫路市オンライン手続ポータルサイトを使用する場合にあっては、申請書兼請求書（オンライン申請用）（様式第2号））

(2) その他市長が必要と認める書類

(中小企業等一時支援金の審査)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の過程で疑義が生じた場合、申請者に対して、検査し、又は報告を求めることができる。

3 市長は、前項の疑義に係る是正を申請者に対して求めることができる。

4 市長は、前項の規定による是正が相当期間行われなない場合は、前条の規定による申請を却下することができる。

5 市長は、前項の相当期間について、申請者に対してあらかじめ示すものとする。

(中小企業等一時支援金の給付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により審査し、適当と認めた場合には中小企業等一時支援金を給付し、不適当と認めた場合には中小企業等一時支援金を給付しないこととする。

2 市長は、前項に規定する決定を行った場合その内容を一時支援金支給可否決定書（様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

(中小企業等一時支援金の返還等)

第8条 市長は前条第1項の規定による給付を受けた者が次のいずれかに該当する場合、中小企業等一時支援金の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により中小企業等一時支援金の給付を受けたとき。
- (2) 兵庫県飲食店等一時支援金又は兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金の給付を取り消され、返還を求められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が中小企業等一時支援金の給付を不相当であると認めるとき。

(加算金及び延滞金)

第9条 市長は、前条の規定により中小企業等一時支援金の返還を請求された者に対して、当該請求に係る中小企業等一時支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該中小企業等一時支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年3パーセントの割合で計算した加算金の納付を求めることができる。

2 市長は、前条の規定により中小企業等一時支援金の返還を請求され、これを期限の日までに納付しなかった者に対して、期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年3パーセントの割合で計算した延滞金の納付を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行し、改正後の姫路市中小企業等一時支援金給付要綱第4条の規定は、令和4年5月9日以後に行われた申請に係る中小企業等一時支援金の給付について適用する。

姫路市中小企業等一時支援金 支給申請書兼請求書

(宛先) 姫路市長

申請日 令和 年 月 日

姫路市中小企業等一時支援金の支給を受けたいので、同支援金募集要項を了承の上、関係書類を添えて申請・請求します。

なお、次に記載した事項については事実と相違ありません。

1 支給要件の確認

支給要件	内容を確認のうえ、チェックを入れてください。（全てに☑が入っていることが支給の条件です。）	
	<input type="checkbox"/>	姫路市内に登記上の本店所在地を有する法人又は姫路市内に住所を有する個人事業主です
	<input type="checkbox"/>	「兵庫県飲食店等一時支援金」又は「兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金」を受給しています。
	<input type="checkbox"/>	申請日時点において、事業を継続しています。

2 申請者の情報

個人/法人区分	以下から該当する番号を記入してください。	
	1 個人事業主	2 法人
申請区分 及び 申請（請求）金額	以下の3つから該当する番号を記入してください。	
	1 兵庫県飲食店等一時支援金受給者 15万円	
	2 兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金受給者（法人） 25万円	
	3 兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金受給者（個人事業主） 15万円	
所在地	〒	
[法人] 登記上の本社所在地 [個人事業主] 自宅住所地		
フリガナ	法人番号（数字13桁）※法人の方のみ	
法人名又は 屋号		
フリガナ	以下から該当する番号を記入してください。	
[法人] 代表者役職・氏名 [個人事業主] 代表者氏名	業種	1 建設業、 2 製造業、 3 卸・小売業 4 飲食・宿泊業、 5 サービス業、 6 その他
代表者住所 ※法人の方のみ	代表者 生年月日	(西暦) 年 月 日
誓約・同意確認	内容を確認のうえ、チェックを入れてください。（☑が入っていることが支給の条件です。）	
	<input type="checkbox"/> 次頁（裏面）の記載事項全てに誓約・同意します。	

(本件の連絡先) ※日中に連絡の取れる連絡先を記入してください。

部署名	役職名
フリガナ	電話番号
担当者氏名	メールアドレス

3 振込希望口座 ※ 口座名義人は、申請者が法人の場合は当該法人名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。

金融機関名	本店・支店名		
金融機関コード (4桁)	支店コード (3桁)	預金種別	以下から該当する番号を記入してください。
		1 普通、2 当座、3 貯蓄	
口座番号	※ゆうちょ銀行への振込希望の方は他金融機関からの振込用の 口座番号等を記載ください。		
口座名義 (カタカナ)			

※提出前に、次頁（裏面）のチェックシートで提出物を確認してください。

誓約・同意事項

「姫路市中小企業等一時支援金（以下「一時支援金」という。）」の申請に当たり、一時支援金の申請要件を全て満たしており、かつ、下記の内容について誓約・同意します。

記

- 1 一時支援金の募集要項に定められている支給対象外事業者には該当しません。
- 2 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- 3 姫路市が、上記1、2のことを確認するために必要な事項を警察署その他公的機関に照会する場合があることに同意します。
- 4 事業活動に必要な許可等を全て有しています。
- 5 申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。一時支援金支給後に申請内容に虚偽が判明した場合は、受給した一時支援金を全額返還します。返還が遅れた場合には、市所定の遅延利息を支払います。
- 6 偽りその他不正の手段により一時支援金を受給し、姫路市が特に悪質と認める場合には、姫路市が警察に刑事告訴等を行い、事業者名を公表することに同意します。
- 7 申請内容について、姫路市等から問い合わせ、現地調査、是正のための措置を求められた場合は、誠実にこれに応じます。
- 8 一時支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、姫路市が申請情報を利用することに同意します。
- 9 審査に当たり、姫路市が「兵庫県飲食店等一時支援金」及び「兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時次支援金」に係る申請者の受給情報を確認することについて同意します。
- 10 申請の審査過程において、必要に応じ、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認のために、兵庫県、保健所、警察署、税務署等の関係官署に対して、姫路市が申請情報を提供することに同意します。
- 11 国に対しても、姫路市が申請情報を提供する場合があることに同意します。
- 12 保健所、警察署、税務署等の公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、姫路市が申請情報を提供することに同意します。
- 13 申請内容に不備があり、姫路市が定める期間までに、その不備が修正されない場合は一時支援金が支給されないことに同意します。
- 14 提出した申請書類について、いかなる場合も返却を求めません。

◆チェックシート（提出前にご確認ください）

<input type="checkbox"/>	申請書の各事項について、事実と相違なく、記入漏れもありません。
<input type="checkbox"/>	（法人のみ）本店所在地がわかる書類（登記事項証明書）のコピーを添付しています。
<input type="checkbox"/>	代表者の住所地等がわかる書類のコピーを添付しています。
<input type="checkbox"/>	事業実態がわかる書類のコピーを添付しています。
<input type="checkbox"/>	振込先がわかる書類のコピーを添付しています。

様式第2号 (第5条関係)

※市税納税済

姫路市中小企業等一時支援金 支給申請書兼請求書 (オンライン申請用)

(宛先) 姫路市長

申請日

姫路市中小企業等一時支援金の支給を受けたいので、同支援金募集要項を了済の上、関係書類を添えて申請・請求します。
なお、次に記載した事項については事実と相違ありません。

1 支給要件の確認

支給要件	内容を確認のうえ、チェックを入れてください。(全てに☑が入っていることが支給の条件です。)	
	<input type="checkbox"/>	姫路市内に登記上の本店所在地を有する法人又は姫路市内に住所地を有する個人事業主です
	<input type="checkbox"/>	「兵庫県飲食店等一時支援金」又は「兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金」を受給しています。
	<input type="checkbox"/>	申請日時点において、事業を継続しています。

2 申請者の情報

個人/法人区分			
申請区分 及び 申請(請求)金額			
所在地			
[法人] 登記上の本店所在地 [個人事業主] 住居所在地			
フリガナ			法人番号(数字13桁) ※法人の方のみ
法人名又は 屋号			
フリガナ		業種	
[法人] 代表者役職・氏名 [個人事業主] 代表者氏名		代表者 生年月日	
代表者住所 ※法人の方のみ			
誓約・同意確認	内容を確認のうえ、チェックを入れてください。(☑が入っていることが支給の条件です。)		
	<input type="checkbox"/>	次頁(裏面)の記載事項全てに誓約・同意します。	

(本件の連絡先) ※日中に連絡の取れる連絡先を記入してください。

部署名		役職名	
フリガナ		電話番号	
担当者氏名		メールアドレス	

3 振込希望口座 ※口座名義人は、申請者が法人の場合は当該法人名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。

金融機関名			本店・支店名	
金融機関コード (4桁)	支店コード (3桁)		預金種別	
口座番号	※ゆうちょ銀行への振込希望の方は他金融機関からの振込用の 口座番号等を記載ください。			
口座名義 (カタカナ)				

※提出前に、次頁(裏面)のチェックシートで提出物を確認してください。

誓約・同意事項

「姫路市中小企業等一時支援金（以下「一時支援金」という。）」の申請に当たり、一時支援金の申請要件を全て満たしており、かつ、下記の内容について誓約・同意します。

記

- 1 一時支援金の募集要項に定められている支給対象外事業者には該当しません。
- 2 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- 3 姫路市が、上記1、2のことを確認するために必要な事項を警察署その他公的機関に照会する場合がありますことに同意します。
- 4 事業活動に必要な許可等を全て有しています。
- 5 申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。一時支援金支給後に申請内容に虚偽が判明した場合は、受給した一時支援金を全額返還します。返還が遅れた場合には、市所定の遅延利息を支払います。
- 6 偽りその他不正の手段により一時支援金を受給し、姫路市が特に悪質と認める場合には、姫路市が警察に刑事告訴等を行い、事業者名を公表することに同意します。
- 7 申請内容について、姫路市等から問い合わせ、現地調査、是正のための措置を求められた場合は、誠実にこれに応じます。
- 8 一時支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、姫路市が申請情報を利用することに同意します。
- 9 審査に当たり、姫路市が「兵庫県飲食店等一時支援金」及び「兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時次支援金」に係る申請者の受給情報を確認することについて同意します。
- 10 申請の審査過程において、必要に応じ、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認のために、兵庫県、保健所、警察署、税務署等の関係官署に対して、姫路市が申請情報を提供することに同意します。
- 11 国に対しても、姫路市が申請情報を提供する場合があることに同意します。
- 12 保健所、警察署、税務署等の公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、姫路市が申請情報を提供することに同意します。
- 13 申請内容に不備があり、姫路市が定める期間までに、その不備が修正されない場合は一時支援金が支給されないことに同意します。
- 14 提出した申請書類について、いかなる場合も返却を求めません。

◆チェックシート（提出前にご確認ください）

<input type="checkbox"/>	申請書の各事項について、事実と相違なく、記入漏れもありません。
<input type="checkbox"/>	（法人のみ）本店所在地がわかる書類（登記事項証明書）のコピーを添付しています。
<input type="checkbox"/>	代表者の住所地等がわかる書類のコピーを添付しています。
<input type="checkbox"/>	事業実態がわかる書類のコピーを添付しています。
<input type="checkbox"/>	振込先がわかる書類のコピーを添付しています。

様式第3号（第7条関係）

姫路市中小企業等一時支援金支給可否決定書

姫産一 第 一 号
年 月 日

様

姫路市長 印

姫路市中小企業等一時支援金の支給について次のとおり決定したので、姫路市中小企業等一時支援金給付要綱第7条第2項の規定により通知する。

申請年月日	年度	名称 姫路市中小企業等一時支援金
審査結果 承認・却下	却下の理由	
指令年月日	指令番号 姫産一 第 一 号	
支給金額	円	
支給条件		
支給に係る指示事項		